

特別養護老人ホームやまゆり荘 運営規程

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人春風会が設置経営する特別養護老人ホームやまゆり荘（以下施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 施設職員は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、可能な限り、利用者の居宅における生活への復帰を念頭において利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする事を目指すものとする。

（定員）

第 3 条 施設の定員は 80 名とする。

第 2 章 職員の職種、員数及び職務の内容

（職員の職種及び定数）

第 4 条 施設に次の職員を置く。

（１）施設長	1 名（常勤）
（２）事務長	1 名（常勤）
（３）事務員	2 名以上
（４）生活相談員	1 名以上
（５）計画担当介護支援専門員	1 名以上
（６）介護職員	24 名以上（常勤換算）
（７）看護職員	3 名以上（常勤換算）
（８）医師	1 名（非常勤）
（９）栄養士	1 名以上
（１０）調理員等	4 名以上
（１１）機能訓練指導員	1 名（看護師と兼務）

2 第 1 項に定めるもののほか必要がある場合は、定数を上回る職員を置くことができる。
又、一部職種については兼任又は兼務することが出来る。

（職務）

第 5 条 職員の職務内容は次のとおりとする。

（１）施設長

施設の業務を統轄する。施設長に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた職員が施設長の職務を代行する。

（２）事務長

施設の庶務・会計事務を総括する。

(3) 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

(4) 生活相談員

利用者の入退所、利用者又はその家族の相談に応じると共に必要な助言その他の援助及び処遇の企画立案、実施に関することに従事する。

(5) 介護支援専門員

利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(6) 介護職員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

(7) 看護職員

医師の診療補助、及び医師の指示を受けて利用者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

(8) 医師

利用者の診療、及び施設の保健衛生の管理者指導に従事する。

(9) 栄養士

食事の管理、利用者の栄養指導に従事する。

(10) 調理員

食事の調理業務に従事する。

(11) 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又その減退を防止するための訓練を行う。

(会議)

第6条 施設の円滑な運営を図るため必要と認める会議を施設長が定め開催する。

第3章 入所及び退所

(内容及び手続の説明及び同意等)

第7条 施設は、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、この運営規程の概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制その他の入所申込者の選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して、懇切丁寧に説明を行い、施設サービスの開始について入所申込者の同意を得るものとする。

2 施設は、入所定員に達している場合又は入所申込者に対し、自ら適切な施設サービスを提供する事が困難である等正当な理由がある場合を除き、入所契約の締結を拒むことはできない。

3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

（入所）

第8条 入所申込者の施設への入所は、入所申込者と施設の契約により行う者とする。

2 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、サービスを提供するものとする。

3 施設は、入所申込者の数が入所定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合は入所者検討委員会を開催し、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案して、サービスを受けることの必要性が高いと認められ入所申込者を優先的に入所させるよう努めるものとする。

4 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の入居状況等の把握に努めるものとする。

5 施設は、入所者の心身の状況、病歴、その置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容を記録するものとする。

6 前項の検討にあたっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議するものとする。

7 施設は、入所申込者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格の内容を確認するものとする。

（面接及び調査）

第9条 施設長又は生活相談員は、新たに入所した利用者及びその身元引受人（家族等）に対して面接を行い、施設の目的、方針、目標、利用者の心得その他必要な事項を説明し、安心と信頼感を抱かせるよう努めなければならない。

2 施設長、生活相談員及び医師は、新たに入所した利用者に対して、心身の状況、特性、経歴、学歴、技能、家庭環境、信仰、趣味、嗜好その他心身に関する調査、検診を行い、その結果を記録保存しておくものとする。

（貴重品等の保管）

第10条 施設長は、貴重品の保管は原則として行わないが、契約者が希望する場合はこの限りでない。ただし、その場合は保管料として1日20円を徴収するものとする。

2 前項で貴重品等を受領したときは直ちに所持金品等引継書（様式第1号）を2部作成し、引受者（施設長）及び引継者（家族等）がそれぞれ記名（署名）押印し、各自保管するものとする。

3 前項で貴重品等を受領したときは、施設長が管理責任者となると共に、生活相談員をもって取扱職員とする。

4 貴重品の受払いにあつては、取扱職員は施設長の承認を得て行うものとする。また、受払いの状況は、受払帳簿（預貯金、現金にあつては金銭出納簿）に正確に記録するとともに、関係帳簿は確実に整理保管しておかなければならない。

5 施設長は、受払帳簿又は金銭出納簿と保管金品を定期的に照合確認（検証）しなければならない。

(退所)

第 11 条 施設は、利用者に次の事由が生じた場合は、利用者またはその家族に対し、7 日間の期間を定め、その理由を付して契約の解除について予告するものとする。

- (1) 利用者が無断で退所し、7 日間経過しても帰所の見込みがないとき。
- (2) 利用者が入院し、明らかに 3 ヶ月以上の入院する事が見込まれるとき。ただし、再入所ができる状態に快復され利用者及び家族が再入所を希望される場合は、優先的に入所できるよう配慮する。
- (3) 利用者の行動が施設の目的及び運営の方針に著しく反するとき。
- (4) 利用者が負担すべき費用を 3 ヶ月間滞納したとき。

2 利用者に次の事由が生じた場合は、契約は終了するものとする。

- (1) 要介護認定の更新において、自立又は要支援と認定されたとき。平成 27 年 4 月 1 日以降に入所した者については、要介護 2 又は要介護 1 に認定され保険者の関与のもと特列入所の事由に該当しない場合。
- (2) 利用者が死亡したとき。
- (3) 利用者が契約の解除を通告し、7 日が経過したとき。

(無断退所)

第 12 条 前条第 1 項第 1 号のときは、施設長は次の事項を契約者へ通知する。

- (1) 無断退所（推定）日
- (2) 退所理由（推定）
- (3) その他必要事項

(協議)

第 13 条 施設長は利用者が、特別養護老人ホームやまゆり荘運営規程第 28 条に違反し、その後、施設長の指示又は指導に従わないときは、契約者と協議するものとする。

第 4 章 利用者に対する介護サービス

(基本原則)

第 14 条 職員は、社会福祉、医学及び心理学等の知識を活用して、利用者がその心身の状況に応じた快適な生活を、明るい環境のもとで営むことができるよう最大限の努力をしなければならない。

2 利用者への支援については老人福祉法の基本的理念に基づくとともに、人種、社会的身分、宗教、思想、信条等によって差別的または、優先的取り扱いを行わないものとする。

(施設サービス計画)

第 15 条 施設は計画担当介護支援専門員に施設サービス計画を作成させ、利用者に対し説明し同意を得た上で介護サービスを決定する。

2 計画担当介護支援専門員は施設サービス計画の作成にあたっては、地域サービス等の利用、利用者の能力環境等を評価し利用者及びその家族に十分説明したうえで理解を得るも

のとする。

3 計画担当介護支援専門員はサービス担当者会議を開催し、サービス計画の原案の内容について担当者から専門的見地からの意見を求め施設サービス計画を作成し、その内容について利用者またはその家族に対して説明し文書により同意を得なければならない。

4 計画担当介護支援専門員は実施状況を把握するため定期的に利用者に面接し結果を記録する。施設サービス計画の変更時は、必要に応じサービス担当者会議を開催する。

（介護サービスの方針）

第16条 施設サービスは、施設サービス計画に基づき利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、処遇を妥当適切に行うものとする。

2 施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行うものとする。

3 施設の職員は、施設サービスの提供に当たっては、利用者又は、その家族に対し、必要な事項について、理解しやすいように説明するものとする。

4 施設サービスの提供に当たっては、利用者の人権に十分配慮し、心身の虐待行為の禁止は勿論のこと、利用者の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

5 施設は、自らその提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（身体拘束廃止の取組み内容）

第17条 施設は利用者本人又は他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急やむを得ず必要最低限の身体拘束を行うことがある。

2 身体拘束が必要な場合は、利用者又は家族に説明をし、同意を得なければならない。

3 その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

4 その後経過観察記録をつけ随時再検討し改善に努めるものとする。

5 身体拘束の取組みについては、指針を整備し、全職員に周知徹底を図るものとする。

（虐待防止の取組み内容）

第18条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者はこれらの措置を適切に実施するための選任の担当者をおく。

2 施設では、虐待防止委員会を設ける。その責任者は管理者とする。また、選任担当者として生活相談員を置くこととする。

3 虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止委員会は場合により他の委員会と一体的に行う他、テレビ会議システムを用いて実施する。

4 職員は年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生原因と再発防止策について、速やかに虐待防止委員会にて協議し、その内容について職員に

周知すると共に、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

（介護サービスの提供）

第 19 条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況等に応じ、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行わなければならない。

また提供した具体的なサービスの内容等は記録するものとする。

- （１） １週間に２回以上、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴がさせられないときは清拭）
- （２） 排泄の自立に向けての必要な支援
- （３） おむつを使用せざるを得ない入所者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え
- （４） 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

（食事の提供）

第 20 条 食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。

２ 施設は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援し、食堂で食事を摂ることができない利用者にあつては、居室に配膳し必要な食事補助を行うものとする。

（相談及び援助）

第 21 条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（社会生活上の便宜の供与）

第 22 条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

２ 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。

３ 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

４ 施設は、利用者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

（機能訓練）

第 23 条 施設は、利用者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行うものとする。

（健康管理）

第 24 条 医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、６月に１回以上の定期健康診断を実施し、その記録を個人別に記録しておかなければならない。

２ 医務室には、常時、必要な医薬品及び診療用器材器具を備え付ける。

３ 褥そうが発生しないように適切な介護を行うと共に、その発生を防止するための体制

の整備。

第 5 章 利用料について

（施設サービスの利用料及び費用等）

第 25 条 第 17 条から第 24 条に規程する施設サービスの提供は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に規程する利用料負担により実施する。

2 前項の利用料負担による施設サービスのほか、次の各号に掲げる事項については、利用者から費用の支払いを受けることができる。

- （１）食事の提供に関する費用
- （２）居住に要する費用
- （３）厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- （４）厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用
- （５）理美容代
- （６）前項のほか日常生活において通常必要となるものであって、利用者に負担させることが適当と認められる便宜の提供

3 前項第 6 号に規程する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、別表（第 23 条関係）に定める。

4 第 2 項各号に規定する施設サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対し、その内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。但し、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる費用に係わる同意については、文書によるものとする。

5 施設は、利用者が負担すべき施設サービスの利用料及び費用を請求するにあたっては請求書を、当該請求に基づき利用者から支払を受けた時は領収書を、それぞれ利用者に交付するものとする。また「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号）第 9 条第 1 項に規程する「法定受領サービス」に該当しない施設サービスに係わる利用料の支払いを受けたときには、当該サービス提供に係わる証明書を交付するものとする。

6 施設は、居住費及び食費の額を変更するときは、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、変更後の居住費及び食費の額とその根拠について説明を行い、同意を得るものとする。

第 6 章 施設利用にあたっての留意事項

（外出及び外泊）

第 26 条 利用者は、外出又は外泊しようとするときはその都度行く先、用件、施設へ帰着する予定日時等を施設長に届け出て許可を得なければならない。

2 前項の許可を受けたものが許可内容を変更するときは、事前にその旨を申し出なければならない。

（面会）

第 27 条 利用者に面会をしようとする者は、面会簿に所定事項を記載し施設長の確認を得て面会しなければならない。

（健康保持）

第 28 条 利用者は努めて健康に留意し、施設が実施する健康診断は特別な理由がない限りこれを拒否してはならない。

（身上変更の届出）

第 29 条 利用者は、身上に関する重要な変更が生じたときは速やかに施設長に届け出なければならない。

（禁止行為）

第 30 条 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。

- （１）施設長が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒すること。
- （２）指定された場所以外で火気を用い、又は自炊をすること。
- （３）けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること。
- （４）その他施設長が定めたこと。

（利用者に関する市町村への通知）

第 31 条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- （１）正当な理由なしに施設サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の度を悪化させたと認められるとき。
- （２）偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（損害賠償）

第 32 条 利用者が、故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えたときは、その損害を弁償させ又は現状に回復させることができる。

第 7 章 緊急時・非常時の対策

（緊急時の対応）

第 33 条 施設は、利用者に病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関へ連絡すると共に管理者に報告する。また主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の措置を講じるものとする。

（非常災害対策）

第 34 条 施設は、非常災害に備え、施設の点検整備、避難、救出訓練等を実施する。

2 消化、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所に定期点検。

3 施設は、地域住民や関係機関を交え、所轄消防署との連携及び定期的に避難、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

4 利用者は、前項の対策に可能な限り協力しなければならない。

（業務継続計画の策定）

第 35 条 施設は感染症や非常災害発生において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため、感染症及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を整備する。

2 施設は、職員に対し業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。（年 2 回）

3 施設は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をおこなうものとする。

第 8 章 その他運営についての留意事項

（衛生管理）

第 36 条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うこととする。

2 施設は、利用者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催

（2）感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備

（3）介護職員その他職員に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の実施、及び訓練を定期的に行う。

（閲覧）

第 37 条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力病院、利用料、苦情解決の手順その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を配置し閲覧しやすい環境を整えることとする。

（勤務体制の確保等）

第 38 条 施設は、利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておくものとする。

また職員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

2 施設は医療、福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させることとする。

（秘密の保持）

第 39 条 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密（個人情報も含む）を保持する。

2 職員であったものに業務上知り得た利用者またはその家族の秘密（個人情報も含む）を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の中で取り交わすこととする。

3 施設は、居宅介護支援事業者に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

（苦情への対応）

第 40 条 施設は、施設サービスに関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情受付窓口を設置し、苦情を受付けたときはその内容を記録し、速やかに事実関係を調査すると共に、対応の結果について利用者及び家族に報告するものとする。

2 施設は、利用者及び家族からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力すると共に、指導または助言を受ける場合には必要な改善を行うものとする。

（地域との連携）

第 41 条 施設は、その運営にあたっては、地域との交流を図るものとする。

（事故発生時の対応）

第 42 条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。また、事故発生又はその再発防止を適切に実施するため安全対策担当を置くこととする。

（1）安全対策担当者は、専門研修を受講し終了証を取得した生活相談員とする。

（2）事故が発生した場合の対応、次号に規程する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の設備。

（3）事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備。

（4）事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修の実施。

2 施設は、施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡すると共に、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする。

（記録の整備）

第 43 条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

1 介護福祉施設サービスの事業会計を、その他の事業の会計と区分する。

2 施設は、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

（1）施設サービス計画

（2）第 16 条第 5 項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (3) 第 17 条に規定する提供した具体的なサービスの内容
- (4) 第 29 条に規定する市町村への通知に係わる記録
- (5) 第 36 条に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第 38 条に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(その他の重要事項)

第 44 条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

第 9 章 雑 則

(改正)

第 45 条 この規程の改正は理事会の議決により行う。

付 則

- 1 この規程は、第 11 条第 3 項を変更し、平成 13 年 11 月 19 日から施行する。
- 2 この規程は、第 3 条、第 4 条を変更し、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、第 20 条第 3 項を変更し、第 4 項を追加。第 30 条を繰り下げ第 31 条とし第 30 条第 1 項から第 4 項を追加し、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号) の改正に伴い全文を見直し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、第 23 条第 3 項に別表を追加し、平成 19 年 11 月 16 日から施行する。
- 6 この規程は、第 23 条第 3 項の別表を変更し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この規程は、第 23 条第 3 項の別表を変更し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この規程は、第 4 条 (2) 及び第 5 条 (2) を追加し、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。
- 9 この規程は、第 17 条を追加し第 18 条以下条文を繰り下げ、第 32 条を追加し第 33 条以下条文を繰り下げ、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この規程は、第 24 条第 3 項の別表を変更し、令和元年 10 月 1 日施行する。
- 11 この規程は、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(令和 3 年 4 月 1 日施行) の改正に伴い全文を見直し、18 条を追加し第 19 条以下条文を繰り下げ、第 35 条を追加し第 36 条以下条文を繰り下げ、第 25 条第 3 項の別表を変更し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。